

令和5年度
選挙管理委員会事務局

世田谷区選挙管理委員会 第5回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年5月16日（火）
午後1時30分 開会
午後3時25分 閉会
- 2 場 所 砧区民会館集会室B及び成城ホール楽屋
- 3 出席者 委員長 山内 彰
委員長職務代理 市川 康憲
委員 岡部 健一
委員 渡邊 洋
事務局長 好永 耕
次長 織田 健一
選挙担当係長 小牧 正季
主査 中山 陽介
書記 成田 大貴
- 4 議題 別紙議題のとおり
- 5 議事経過 議事録記載のとおり
- 6 特記事項 明るい選挙推進協議会総会出席のため、午後1時35分に議事を一時中断し、午後2時25分から成城ホール楽屋において再開した

作成 令和5年5月16日
作成者 成田 大貴

令和5年5月16日

第5回定例会議題

1 協議事項

- (1) 世田谷区議会議員選挙における当選の効力に関する異議申出に対する方針について
(資料N o. 1)

2 報告事項

- (1) 特別区選挙管理委員及び事務局職員名簿について (資料N o. 2)
(2) 令和5年度世田谷区明るい選挙推進協議会総会について (別添資料)

3 その他

- (1) 委員会等の日程について
(2) その他

◆次回定例会等の日程・・・出席者・開催時間にご注意ください。

件名	開催日時	開催場所	出席者
特選連通常総会	5月18日(木) 午後 2時00分	赤坂区民センター	全委員
第6回定例会※	5月22日(月) 午後 1時30分	渋谷区役所 809会議室(8階)	
特選連第4ブロック 委員総会・研修会	5月22日(月) 午後 2時00分	渋谷区役所	

※第6回定例会

【主な議題(予定)】

- 明るい選挙推進協議会第1回役員会について

議事録

1 協議事項

世田谷区議会議員選挙における当選の効力に関する異議申出について、令和5年5月16日午後1時10分より実施した異議申出人（以下「申出人」という。）による口頭意見陳述の内容も踏まえ、世田谷区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）における対応について協議した。

議論の中で、岡部委員から、「平成27年5月17日執行足立区議会議員選挙 投票開披点検結果に対する事務改善策等について」（以下「足立区事務改善策」という。）に記載の改善策は全て講じているのか質問があり、事務局長から、投票用紙読み取り分類機において処理した票を含め全ての投票について、他の候補者の票束への混入がないか従事職員による2回以上の点検を行う等、足立区事務改善策に記載の全ての対策は講じられている旨回答した。

岡部委員から、上記対策により、票の混入や計数の取扱いについての誤りは一応起り得ないことは理解した。それを踏まえると得票が覆るとすれば疑問票の判断に瑕疵がないかということとなるが、実際に選挙会では疑問票はどのようなプロセスで処理されたのか質問があり、事務局長から、申出人が主張する不明瞭な記載の票など疑義のある投票については、疑問審査係において、1票ごとに法律及び判例等に基づいた判断を慎重に行っており、また、全ての票を集計し終えた時点で、最下位当選となる50位の候補者と落選となる51位の候補者との得票数の差が約1.3票差と極めて僅差になったことから、選挙終了後の異議申出による投票の再点検を事前に想定し、それにも万全な対応として、この約1.3票差に影響を与える可能性のある投票については、再度、入念に点検を行い、選挙長が選挙立会人の意見を聴いた上で、投票の効力を決定した旨説明した。

投票の再点検の要否に対する各委員の意見については、次のとおり。

委員長

選挙長としては、事務局長が説明したとおり、開票作業は投票の再点検を事前に想定し念入りに行っており、投票の再点検は実施せず棄却するのが妥当であると考える。

職務代理

委員会として選挙会の決定に関与していないのは事実だが、委員会が委嘱した従事職員が慎重な判断の上で、選挙会が約1.3票差という結果を確定したわけであることから、投票の再点検は実施せず棄却するのが妥当であると考える。申出人も東京都選挙管理委員会が第三者として判断した結果を受ける方が一番納得するのではないか。

岡部委員

委員会として選挙会の決定に瑕疵がなかったと判断しうる客観的な事実が確認できない限り、投票の再点検の必要性がないとは言い切れないが、当区の開票作業のプロセスにおいて、足立区事務改善策に記載の改善策が全て講じられており、また選挙長であった委員長からの報告も合わせて鑑みると、投票の再点検は実施せずに棄却するという結論であっても問題はないのではないかと考える。後に東京都選挙管理委員会が再点検を実施した際に、投票の効力の判断が覆ったとしても、それが解釈の違いによるものであれば、委員会の責任が追及されるということはないものと考える。

棄却することとなった場合でも、意見陳述で述べられた全ての投票の再点検を求める内容は、申出書の理由と齟齬があることから、その旨決定書に補足意見を付すことも検討したい。

渡邊委員

別紙のとおり。

しかし、委員会で投票の再点検を実施しても、結論としては選挙会の決定と同じ結果になることも考えられる。形式的には選挙会と選挙管理委員会は別の機関だが、選挙管理委員会委員長が選挙長を兼ねている以上、立場によって判断が異なるというのは、理屈としてはあり得るが、おかしな話になってしまう。仮に委員会で再点検を実施しても、その結果に納得できない人が東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることになることが予見される。選挙会の決定に基づき、既に議員活動が始まっていることを鑑みれば、委員会で時間をかけて投票の再点検を実施するよりも、むしろ早く結論を出すことで不安定な状態をより速やかに解消できるのではないかとも考えている。

以上の議論を踏まえ、委員会において投票の再点検を実施するか否かについて表決を行った結果、実施すべきとする者は渡邊委員の1名、実施する必要はないとする者は委員長、職務代理及び岡部委員の3名となり、地方自治法第190条の規定に基づき、委員会において投票の再点検は実施せず異議申出を棄却する対応とすることと決した。

決定書の内容についてはこの間の議論を基に事務局で草案を作成した上で、第6回定例会において協議することを決定した。

2 報告事項

- (1) 特別区選挙管理委員及び事務局職員名簿について、事務局長から資料No.2のとおり異動情報を更新したものを配付・報告した。
- (2) 令和5年度世田谷区明るい選挙推進協議会総会について、事務局長から資料No.3のとおり同会の議題及び流れ等について説明した。

3 その他

(1) 委員会等の日程について、令和5年5月22日（月）開催の第6回定例会の開始時刻を、午後1時30分から午後1時15分に変更することを決議した。

(2) 令和5年5月18日（木）午後2時から特選連通常総会が開催され、全委員が出席することを確認した。

令和5年度第6回定例会は令和5年5月22日（月）午後1時15分から開催すること及び主な議題について、また午後2時から特選連第4ブロック委員総会・研修会が開催されることを確認した。

(別紙)

渡邊委員の意見

選挙における当選人の確定は、選挙会によって行われ、選挙人の投票が各候補者のいずれに投票されたものかなど、投票の効力は開票管理者によって過去の裁判例などを判断基準にして厳格に判断しているものであり、本件世田谷区議会議員選挙もその例外ではない。ところで、本件異議申出が選挙会に対するものであれば、選挙会は前記の開票結果に基づいて当選人を決定したものであり、開票は適正に執行されているのであるから、投票用紙等の再点検は不要であるとして、異議申出を棄却することが可能であると解されるが、本件異議申出は、世田谷区選挙管理委員会に対して行われているものであり、世田谷区選挙管理委員会においては、選挙会によって、当選人の確定が、過去の裁判例などを判断基準にして厳格になされているとの推測は可能であるものの、その委員が選挙会の当選人確定の過程に関与していないことから、選挙会の結果をそのまま是認する根拠がない（世田谷区選挙管理委員会は選挙会から当選人の報告を受けるに過ぎない。）。したがって、世田谷区選挙管理委員会自身において選挙人の投票が各候補者のいずれに投票されたものかなどを過去の裁判例などを判断基準にして厳格に判断する必要、すなわち再点検の必要があるものと解される。なお、選挙は民主主義の根幹であるとされているが、異議申出制度もまた民主主義の根幹を形成するものである。よって、異議申出を受けた世田谷区選挙管理委員会において自ら開票の結果を再点検することなく、開票管理者及び選挙長の各判断をいわば鵜呑みにすることは民主主義の否定に等しいことになる。また、歴史的に考察しても人類史上、何事においても人為的な過誤の存在を否定することはできないのであり、実質的な観点で、客観的な法制度である異議申出としての再点検を事実上、否定することはできない。ただし、選挙会における当選人としての効力が争われている者に係る得票数（本件ではおおば正明候補の得票数）と、その得票数の変動によって影響を受ける候補者の得票数（本件では三井みほこ候補の得票数）との間における票数の差が、按分の対象になった候補者の得票数（本件では大場ただし候補の得票数）などの状況に照らして、世田谷区選挙管理委員会において選挙人からの投票が各候補のいずれに投票されたものかなどを過去の裁判例などを判断基準にして厳格に判断しても、明らかに選挙会による当選人の決定に影響を与えないものと考えられるときには再点検の必要はない。しかしながら、当選の効力が争われている最下位当選人の票数が 3621.307 票、その次の順位の候補者の票数が 3620 票であり、その差がわずか 1.307 票、按分の対象になった候補者の得票数が 2119.692 票であることなどから、世田谷区選挙管理委員会が再点検を行わずに本件異議申出を棄却することはできないものと思料する。

以上